

社会福祉法人長慶福祉会 役員等の報酬等及び旅費に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人長慶福祉会（以下「本会」という。）の定款第八条及び第二一条に基づき、評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬と旅費を定める。

(報酬等)

第二条 役員等に役員等の職責に対する報酬として1年度に5,000円（源泉徴収後）、法人が開催する会に出席する報酬と交通費として1回5,000円（源泉徴収後）を支払う。

但し、当法人の常勤職員には支払わない。

(旅費)

第三条 理事長が役員等に出張を命じた場合、次の出張費を支払う。

- (1) 交通費は公共交通機関の実費、但し特急料金やタクシー等高額になる場合は事前に理事長の承認を得れば利用できる。
- (2) 日当は2時間以上の場合に1,000円、朝食や昼食、夕食の時刻に重なる場合は食費として1回1,000円を加える。
- (3) 宿泊を要する場合は、1泊20,000円とする。
- (4) 出張費の請求は所定の用紙に記載して請求する。

(規程の改廃)

第四条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第五条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年6月24日より施行する。